

令和6年7月 定例総会議事録

日 時 令和6年7月31日（水） 午前9時30分～午前10時30分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 倉 菌 嘉 枝 子

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上 原 都 由 子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

欠席 内 幸一

事務局

事務局長	村岡 浩二	主 幹	竹内 秀次	主 幹	西原 学	主 査	宮田 衣美
主 査	橋谷 理己						

議 題

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第16号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について

議案第56号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について  
 議案第57号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
 附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）  
 議案第58号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
 附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）  
 議案第59号 農用地利用集積等促進計画について  
 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について  
 議案第61号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について  
 議案第62号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例会議を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。  
はじめに 7 月の行事实績と 8 月の行事予定を報告します。

(7 月の行事实績と 8 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 6 年 7 月期の定例総会を只今より開会します。よろしく申し上げます。

事務局 本日は報告が第 15 号から第 16 号までの 5 件、議案が第 56 号から第 62 号までの 80 件、合計 85 件でございます。それでは、農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。  
議事に入る前に今月の議事録署名を 10 番田原委員、11 番種子田委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 15 号～報告第 16 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。  
議案第 56 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第56号農地法第3条の規定による所有権移転許可について、  
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可の申請があったから許可するものとする。

(議案第56号1番朗読 他14件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 今月の農地法3条・基盤法等の事前審査を第5小委員会に付託されましたので、7月22日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第56号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。

1番、兄からの贈与を受けるものです。営農計画書が添付してあります。

2番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a 当たり 94,183 円です。

3番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a 当たり 58,997 円です。

4番、叔父からの贈与を受けるものです。

5番、叔父からの贈与を受けるものです。

6番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a 当たり 279,070 円です。

7番、父から贈与を受けるものです。

8番、申請地を購入し新たに営農を行う。10a 当たり 300,000 円です。営農計画書  
が添付してあります。

9番、申請地を購入し新たに営農を行う。10a 当たり 3,194,888 円です。営農計画  
書が添付してあります。

10番、知人から贈与を受け、新たに営農を行うものです。営農計画書が添付してあ  
ります。

11番、父から贈与を受け、新たに営農を行う。営農計画書が添付してあります。

12番、知人から贈与を受けるものである。

13番、兄から贈与を受け、新たに営農を行う。営農計画書が添付してあります。

14番、父から贈与を受けるものである。

審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、非農地の事前審査を第6小委員会に付託されましたので、7月22日に審議会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。  
議案第56号農地法第3条の規定による所有者移転について野尻町区分です。  
15番、兄から贈与を受けるものである。  
審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(10番挙手)

議長 はい10番。

10番 はい、9番がとても高額で購入されていますが、理由は何でしょうか。

事務局 報告します。申請地は譲受人のご自宅横の土地であり、譲受人がどうしても欲しかった農地であるため、このような額で取引することになりました。

10番 はい、分かりました。

議長 他に意見のある方はいますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第56号農地法第3条の規定による所有者移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定いたします。  
続きまして議案第57号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第57号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定するものとする。

（議案第57号1番朗読 他1件省略）

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

（14番挙手）

議長 はい、14番。

14番 議案第57号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定についてです。

1番、10年間の再設定です。農業者年金受給によるものです。

2番、5年間の再設定です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第57号経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画通り決定をします。

続きまして議案第58号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）を議題とします。

事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第58号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第

56号) 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画通り決定する。

(議案第58号1番朗読、他15件省略)

議長 ありがとうございます。ここで案件5番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい14番。

14番 はい、議案第58号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)について5番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a当たり52,002円です。審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。案件5番に賛成の方が挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。  
案件について全員挙手ですので計画通り決定しました。

〇番 ありがとうございます。

議長 では、5番以外の案件について報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 18ページの1番からです。

1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 200,000 円です。  
2番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 200,000 円です。  
3番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 132,188 円です。  
4番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 80,694 円です。  
6番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 200,000 円です。  
7番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 188,117 円です。  
8番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 105,189 円です。  
9番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 297,721 円です。  
10番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 188,679 円です。  
11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 117,925 円です。  
12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 300,000 円です。  
13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 132,523 円です。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。  
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第58号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について、野尻町区分です。

14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 169,409 円です。  
15番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 295,151 円です。  
16番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 199,750 円です。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第58号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。  
続きまして、議案第59号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第59号農用地利用集積等促進計画について、  
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定による  
農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案第59号 1 番朗読、他28件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第59号農用地利用集積等促進計画について報告します。  
小林地区については9件、田 10,018 m<sup>2</sup>、畑 17,348 m<sup>2</sup> 計 27,366 m<sup>2</sup>です。  
審査の結果、小委員会では中間管理事業の案件のことから計画通り承認することに  
しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17番

17番 議案第59号農用地利用集積等促進計画について、野尻町区分です。  
野尻町地域、計20件、田 68,655 m<sup>2</sup>、畑 109,602.76 m<sup>2</sup> 計 178,257.76 m<sup>2</sup>です。  
審査の結果、小委員会では中間管理事業の案件のことから計画通り承認することに  
しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第59号農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方  
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認いたします。  
続きまして議案第60号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第60号農地法第4条の規定による許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第60号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番

11番 今月の4・5条及び非農地の事前審査を、第4小委員会に付託されましたので、7月23日に審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。  
議案第60号農地法第4条の規定による許可申請書進達について。  
1番、転用の理由、書庫と倉庫です。今般、土地調査を行ったところ平成11年に倉庫を建設していたことが判明したため、追認申請を行うものです。  
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第60号農地法第4条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。  
続きまして議案第61号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達につ

いてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第61号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について、下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第61号1番朗読、他9件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番

11番 議案第61号農地法第5条の事前審査を第5小委員会に付託されましたので審査会を実施しました。その結果を報告します。

1番、転用理由は一般個人住宅です。敷地利用計画図等、資金証明書添付です。

2番、転用理由は一般個人住宅です。譲受人2名共有での取得計画です。

敷地利用計画図等、資金証明書添付です。なお、626番9は共有道路のため、2分の1の所有権移転になります。

3番、転用理由は建売分譲です。2番と同様、626番9との共有道路であり、持分2分の1の所有権移転です。

4番、転用理由は一般個人住宅です。敷地利用計画図等、資金証明書添付です。

5番、転用理由は資材置場・通路・倉庫です。譲渡人に譲渡する際に農地法の手続きが必要であると判明したため追認申請を行うものです。

6番、転用理由は一般個人住宅です。敷地利用計画図等、資金証明書添付です。

7番、転用理由は住宅敷地拡張です。隣接土地との境界確認を行ったところ、一部農地であると判明したため追認で申請を行ったものです。

8番、転用理由は宅地分譲地・道路である。

9番、転用理由は堆肥発酵処理施設及び堆肥舎です。今回譲渡する際に農地法の手続きが必要であると判明したため追認申請を行うものです。

審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請書進達について野尻町区分です。

10番、野尻町三ヶ野山です。転用の理由は植林です。譲渡人が昭和50年頃に無許可で植林していたことが今般判明したため追認申請したものです。隣接地はすべて山であり、今後は譲受人が山林を管理するそうです。

審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それで採決をします。  
議案第61号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。  
続きまして、議案第62号非農地証明願い承認についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第62号非農地証明願い承認について、  
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第62号1番朗読、他6件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第62号非農地証明願い承認についてです。  
1番、南西方堂丸です。調査事項は山林です。  
2番、北西方北牟田です。調査事項は原野です。  
3番、堤柏萩です。調査事項は宅地です。  
4番、北西方石塚です。調査事項は原野です。  
5番、北西方一重原です。調査事項は原野です。  
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第62号非農地証明願承認について野尻町区分です。  
6番、紙屋三本松2筆です。調査事項は原野です。  
7番、三ヶ野山大谷2筆です。調査事項は原野です。  
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第62号非農地証明願承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、承認することに決定いたします。  
以上で、本日の総会を終了します。  
ありがとうございます。

閉議 午前10時30分

令和6年7月31日 定例総会

議事録署名

\_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ ㊟